

開 会	
副 議 長	<p>ただ今から、令和5年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を開会し、直ちに会議を開きます。</p> <p>本日の出席議員は、15名で会議は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">(14時13分)</p>
副 議 長	<p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。ご了承願います。</p>
日程第1	
副 議 長	<p>日程第1 「議席の指定について」を行います。</p> <p>先般2月1日付で筑前町議会選出の組合議員の改選があつておりますので、新たに組合議員になられました議員の議席を、組合会議規則第4条の規定によって、議長において指定したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。</p> <p>施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>私のほうから、議員番号、氏名を朗読いたします。</p> <p>10番寺原裕明議員、11番原口博文議員、16番田中政浩議員、以上でございます。</p>
副 議 長	<p>ただ今、朗読しましたとおり、議席を指定いたします。</p>
日程第2	
副 議 長	<p>日程第2 「議長の選挙について」を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、指名の方法を副議長が指名することに決定しました。</p> <p>議長に、筑前町議会選出の16番、田中政浩議員を指名いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今、指名しました筑前町議会選出、16番、田中政浩議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、筑前町議会選出の16番、田中政浩議員が議長に当選されました。</p> <p>ただ今、議長に当選されました、筑前町議会選出、16番、田中政浩議員に会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。</p>

	<p>田中議長、当選承諾及びあいさつを自席にてお願いいたします。</p> <p>田中議長</p>
議長	<p>ただ今、議長にご推薦していただきました、田中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>再度、議長の大役を果たすべく尽力してまいりたいと思っておりますので、改めまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、本年度限り、久留米市様がですね、組合から脱退されることとなっております。この後の組合事業の健全運営についても大いに議論が必要だと思っております。</p> <p>また、先には、新施設建設という大きな課題を抱えているわけでございます。これら諸問題に対して対処してまいることになろうかと思っております。皆様とともに努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
副議長	<p>議長からのあいさつが終わりました。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>それでは、会議を再開します。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、3番 堀尾俊浩議員、及び4番 内田恵三議員を指名いたします。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月14日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第5 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>組合長</p>
組合長	<p>組合長を仰せつかっております筑前町長の田頭でございます。私のほうからごあいさつと提案理由の説明を申し述べます。</p> <p>本日、ここに、令和5年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会でお諮りします議案等は、同意案件1件、議案6件でございます。案件が多くございますので、併せて議事日程等をご確認くださいようお願いいたします。</p> <p>同意第1号は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の任期満了に伴いまして、公平委員会委員の選任についてお諮りするものであります。</p> <p>次に、議案第1号から第4号まで地方公務員法の一部改正に係る条例の廃止及び改正(案)について、4件、ご審議をお願いいたします。</p> <p>議案第5号は、令和4年度補正予算(案)でございます。</p> <p>補正予算(第2号)にて、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ916万円を追加し、予算総額を16億8,165万9千円とする、増額補正(案)をお諮りします。</p> <p>歳入では、1款分担金及び負担金を4,960千円、4款財産収入を4,200千</p>

	<p>円、それぞれ増額することをご提案いたします。</p> <p>歳出では、2款総務費を916万円増額することをご提案いたします。</p> <p>議案第6号は、令和5年度当初予算(案)でございます。</p> <p>令和5年度一般会計予算(案)は、総額16億8,765万6千円を計上することとして、ご提案いたします。</p> <p>対前年比7,415万8千円の増額にてお諮りするものでございます。</p> <p>令和5年度の当初予算の概要について、簡単にご説明いたします。</p> <p>令和5年度の当初予算の特徴として、大きく3点ございます。</p> <p>1点目は、電気料金及びコークス等の単価増の影響に伴う長期包括運営業務委託料の増高、2点目は、新規計上分である新施設建設計画に伴う費用増、3点目は、令和4年度末で久留米市が脱退されることに伴う影響等、例年とは異なった予算編成となっております。</p> <p>歳入予算では、1款分担金及び負担金が6,621万4千円、3款財産収入が847万円それぞれ増額することをご提案いたします。</p> <p>歳出予算では、3款衛生費が7,443万2千円増額することをご提案いたします。</p> <p>以上、概略ではございましたが、提案理由のご説明とさせていただきます。</p> <p>いずれも大変重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。</p>
議長	提案理由の説明が終わりました。
日程第6	
議長	<p>日程第6 同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>住所 福岡県朝倉市菩提寺749番地2</p> <p>氏名 井上恒夫</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町曾根田1779番地1</p> <p>氏名 倉掛俊一</p> <p>提案理由は、下記記載のとおりです。</p> <p>当該委員の任期満了に伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に、引き続き井上恒夫氏及び、新たに倉掛俊一氏を選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、当組合議会の同意が必要とされるものであります。</p> <p>別紙で、広域市町村圏事務組合から提出されました、井上恒夫氏及び倉掛俊一氏の履歴書を配布しておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、履歴書につきましては、後ほど回収させていただきますので、終了後、2枚の履歴書について、机上に残したままご退席くださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>質疑、ないようです。 これから、討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。 これから、同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出、組合長名であります。 提案理由は、下記記載のとおりです。 今般、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の定年等に関する条例の関連規定を改正することが必要とされるものであります。 なお、当組合の例規等、特に人事に関する取り決め事に関しましては、その内容・基準等、筑前町の例に準じて、同様に定めることを旨としております。 つきましては、当該条例の改正に際しては、本来一部改正の手続きとするところ、この際、併せて筑前町条例の準用条例として整備し直すことといたしまして、全改正とすることをお諮りするものでございます。 議案書の5ページをご覧ください。 改正条例案を掲載してございますが、筑前町条例の準用といたしまして、第2条にて、定年等に関する条例は、筑前町職員の定年等に関する条例第2条以下の規定を準用すると、筑前町の条例に準拠する旨、規定したものとっております。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑、ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。 これから、討論を行います。 討論、ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p>

	<p>これから、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、下記記載のとおりです。</p> <p>先の地方公務員法の一部改正に伴う、職員の定年等に関する条例の改正で、当該条例において、職員の再任用に関する規定が新たに整備されることとなったので、当該職員の再任用に関する条例が不要となったので、これを廃止するものであります。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>当該条例を廃止する条例案については、ここに掲載しますとおりでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p>

	施設課長補佐
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、下記記載のとおりです。</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の分限の手続及び効果に関する条例の関連規定を改正することが必要とされるものであります。</p> <p>なお、先の条例改正に関するご説明の際にも触れましたが、当該条例の改正に際しては、本来一部改正の手続とするところ、この際、併せて筑前町条例の準用条例として整備し直すことといたしまして、全部改正とすることをお諮りするものでございます。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>改正条例案を掲載してございますが、筑前町条例の準用といたしまして、第2条にて、分限の手続及び効果に関する条例は、筑前町職員の分限の手続及び効果に関する条例第2条以下の規定を準用すると、筑前町の条例に準拠する旨、規定したものでなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p>

	<p>提案理由は、下記記載のとおりです。</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の関連規定を改正することが必要とされるものであります。</p> <p>なお、先の条例改正に関するご説明の際にも触れましたが、当該条例の改正に際しましては、本来一部改正の手續とするところ、この際、併せて筑前町条例の準用条例として整備し直すことといたしまして、全部改正とすることをお諮りするものでございます。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>改正条例案を掲載してございますが、筑前町条例の準用といたしまして、第2条にて懲戒の手續及び効果に関する条例は、筑前町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条以下の規定を準用すると、筑前町の条例に準拠する旨、規定したものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第5号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について」</p> <p>令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>補正予算(第2号)の説明を行います。別冊の補正予算書をお手元をお願いいたします。</p> <p>それでは、補正予算書の1ページをお願いします。</p> <p>令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。としまして、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出</p>

	<p>それぞれ916万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,165万9千円とする旨、規定しております。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出補正予算事項別明細書のご説明をいたします。</p> <p>まず、1総括の歳入です。</p> <p>1款分担金及び負担金は、496万円の増で14億9,160万円、それから、3款財産収入を、420万円の増で、3,345万2千円の計上で、計916万円の増額でお諮りいたします。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>次に、歳出でございますが、2款総務費が916万円の増で、9,024万円の計上でお諮りいたします。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>2の歳入をご覧ください。</p> <p>1款分担金及び負担金、1項1目1節負担金は、派遣職員人件費で496万円の増です。当組合から筑前町に派遣しております職員人件費を筑前町が負担するものであります。</p> <p>3款財産収入、2項1目1節物品売払収入は、420万円の増です。市場価格、単価の増高により資源化物の売払収入が伸びてきております。</p> <p>次に、7ページ、3歳出をご覧ください。</p> <p>2款総務費、1項1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金で、派遣職員人件費負担金として916万円の増額です。筑前町から当組合に派遣されている職員の人件費を当組合が負担するものです。</p> <p>詳細の説明は、以上でございます。</p> <p>補正予算（第2号）は、当初予算で計上していなかった派遣職員人件費関連の予算について、追加、増額することが趣旨でございます。</p> <p>当初予算編成時には未確定でありました職員人事に伴うものでございます。</p> <p>以上で、補正予算（第2号）案について、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について」を、採決します。</p> <p>議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第6号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。</p>

	<p>説明を求めます。 施設課長補佐</p>
施設課長補佐	<p>それでは、議案書の13ページをお願いいたします。 議案第6号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。本日付提出、組合長名であります。 令和5年度の当初予算の説明を行います。別冊の予算書をお手元をお願いいたします。</p> <p>それでは、予算書の1ページをお願いいたします。 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。としまして、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,765万6千円とすること、それから、第2項で、歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとしております。</p> <p>4ページをお願いいたします。 歳入歳出予算事項別明細書になります。 ここで当初予算案の概要について、ご説明します。 当初予算総額は16億8,765万6千円で、対前年比7,415万8千円の増であります。</p> <p>1総括の歳入をご覧ください。 主なところを申し上げますと、1款負担金及び分担金が15億5,285万4千円で、対前年比6,621万4千円の増、3款財産収入が3,772万2千円で、対前年比847万円の増、等々でのご提案となります。</p> <p>5ページをお願いいたします。 次に、歳出ですが、主なところでは、3款衛生費が13億3,356万5千円で、対前年比7,443万2千円の増、等でご提案となります。</p> <p>それでは、詳細の説明に移ります。 説明が必要と思われる主な項目に絞って触れさせていただきます。 予算書の記載順に歳入からご説明します。</p> <p>6ページをお願いいたします。 最初に、1款分担金及び負担金、1項1目1節負担金は、今年度計上額15億5,285万4千円で、対前年比6,621万4千円の増です。 うち、市町村負担金のみ絞りますと、4市町村の負担金総額は15億5,271万円で、対前年比6,612万円の増額となります。 各市町村ごとの負担額は、説明欄に掲載のとおりです。 市町村負担金の詳細につきましては、後に別途説明を加えさせていただきます。 なお、久留米市脱退を間近に控えておりますが、久留米市との財産処分に関する協議等、未だ整っていない段階でございます。本日のご提案では、4市町村の市町村負担金で総額を補完することとして、整理しております。</p> <p>説明欄の下から2番目の汚染負荷量賦課金(現在分)は、14万4千円で皆増です。新たに現施設分として、脱退される久留米市の負担分が加算されてまいります。 当該分の算定金額10万4千円の新規計上となります。</p> <p>次に、2款使用料及び手数料は、総額4,683万5千円の計上で、対前年比8万7千円の減額でお諮りいたします。</p> <p>3款財産収入の2項1目物品売払収入は、総額3,763万4千円の計上で、対前年比847万円の増額でお諮りいたします。 各費目の項目別の説明は割愛いたします。</p>

その他、リサイクル品展示会におけるオークション収入180万円の計上がございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、前年度比増減なしの4,000万円の計上でお諮りいたします。

7ページをお願いします。

7款諸収入2項1目雑入は、総額1,024万1千円の計上で、対前年比43万9千円の減です。売電収入が主なものです。年間で1,000万円を計上しております。

それから、説明欄一番下の項目、久留米市脱退清算金、頭出し1千円の計上は、現時点では金額が未定でありますので、頭出し1千円の計上でございます。

事が進みました場合には、後に補正予算等で対応してまいりたい考えでございます。

歳出の説明に移ります。

1款議会費は、本年度計上額57万4千円で、対前年比6万2千円の減です。久留米市の脱退で、組合議員2名分の人件費の削減がございます。

8ページ中段から11ページまで、2款総務費の掲載になります。

2款総務費1項1目一般管理費は、本年度計上額8,068万9千円で、対前年比21万9千円の減です。

1節報酬は、総額1,476万6千円の計上で、対前年比18万4千円の増です。

正副組合長報酬は、対前年比8万円の減です。久留米市脱退で副組合長1名分の削減がございます。

それから、会計年度任用職員報酬は、対前年比26万4千円の増で、会計年度任用職員5名の定期昇給分を反映したものとなります。

次に、2節給与は、1,693万円の計上で、対前年比12万5千円の増、3節職員手当は、総額1,372万4千円の計上で、対前年比34万3千円の増ですが、以上はいずれも正規職員定期昇給に伴うものでございます。

4節共済費、834万5千円の計上で、対前年比10万3千円の増ですが、法改正で新たに会計年度任用職員の共済組合加入が求められております。会計年度任用職員6名の負担増であります。

共済組合負担金が対前年比49万円の増となっております。

9ページをご覧ください。

10節需用費は、総額307万4千円の計上で、対前年比64万6千円の減額です。主な減額要因は、修繕費84万8千円の減額でございます。

10ページをご覧ください。

13節使用料賃借料は、総額79万2千円の計上で、対前年比38万7千円の減額です。

主な減額の要因は、ごみ受付用レジスターリース料が削減されたことであります。

当該事業は5年から長期包括運営委託契約に基づきJFEが所管することとなります。

以下、大きな増減項目がございませんので、説明は割愛いたします。

最後に1件、21節補償補填及び賠償金は、総額930万円の計上で、前年と同額です。当組合と地元栗田区、及び弥永区との約定に基づく協力金の支払いになります。

以上で、2款総務費、1項1目一般管理費の説明を終わります。

次の2款総務費、1項2目施設改修基金費、24節積立金は、総額8万9千円の計上で、前年と同額です。

11ページをご覧ください。

2款2項1目監査委員費は、例年とほぼ同様です。説明は割愛します。

引き続き、11ページ、款が変わりまして、3款衛生費のご説明に移ります。

3款衛生費、1項1目塵芥処理費は、13億2,697万4千円の計上で、対前年比7,569万2千円の増額でお諮りいたします。

10節需用費は225万1千円で、対前年比4,132万8千円の減額です。毎年修繕費として単年度事業分を計上しております。

ここで計上する修繕費は長期包括運営委託契約で、受託者側ではなく、組合側の所管となるもので、施設の建屋及び外構の維持管理費に相当するものです。

3款1項1目12節委託料は13億2,469万6千円の計上で、対前年比1億1,702万円の増額です。長期包括運営委託業務委託料の増加分、及び単年度事業として新施設建設に係る業務委託事業、合計6件の追加、等々が主な増額要因となります。

長期包括運営委託業務委託料は、経常経費分として6億877万4千円、臨時経費分として6億27万8千円、合計で12億905万2千円の計上です。対前年比8,559万4千円の増となっております。

増額分の8,559万4千円は、すべて経常経費分の増高となります。

長期包括運営委託契約に基づく委託料の費用明細区分で申し上げますと、うち、固定的費用分では、主に電気料金が、うち、変動的費用分では、コース及びその他資材等々で予算額が増高してまいります。

いずれも今般の新型コロナ、ウクライナ情勢、為替状況等々が影響しまして、燃料、資材等の調達に係る費用が大幅に値上がりしている状況にあります。

次に、新施設建設に係る費用についてご説明いたします。

関係予算として合計5件、うち、新規計上4件の計上がございます。

まず、説明欄の上から8番目の項目、一般廃棄物ごみ処理基本計画策定業務委託は、4年度当初でも計上しておりましたが、当該年度の事業実施を見送りましたので、改めて5年度に同額で再計上しております。

次に、説明欄の上から4番目の測量調査業務委託で460万3千円、次の地質調査業務委託で799万3千円、次の造成基本設計業務委託で908万5千円、次の発注仕様書作成業務委託で178万5千円、1つ飛びまして、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託が153万1千円、以上の5件で、合計で2,499万7千円となります。

その他、増高額100万円以上の案件を申し上げますと、説明欄の上から3番目の計量器システム更新業務委託が360万2千円で新規計上になります。これにつきましてはインボイス制度に対応するものでございます。

11ページ、説明欄の下から3番目の精密機能検査業務委託が392万6千円で新規計上です。

機能検査は、毎年実施しておりますが、令和5年度は3年に一度の精密機能検査を実施いたします。以下、大きな変動はございませんので、説明は割愛します。

ページ飛びまして、12ページをお願いします。

3款衛生費、1項2目リサイクル工房運営費をご説明します。

リサイクル工房運営費は、本年度計上額659万1千円で、対前年比126万円の減です。

主な点のみご説明します。

10節需用費は55万7千円の計上で、対前年比77万9千円の減です。

説明欄の修繕費は6万3千円の計上ではありますが、対前年比71万9千円の減です。昨年度は工房棟のシャッター、排煙窓の補修費など、合計4件、78万2千円の計上ございました。

12節委託費は、527万1千円の計上で、対前年比35万1千円の減です。昨年

度単独事業、オンラインオークションシステム導入委託の削減が主な減額要因でございます。

以上で、3款塵芥処理費の説明を終わります。

13ページをお願いします。

4款公債費は、1項1目元金が2億5,063万円で、対前年比42万2千円の増額です。平成29年度から令和2年度の事業、年次改修工事費の起債償還分となります。

4款1項1目利子は、202万6千円で、対前年比41万5千円の減額です。

5款予備費は、2,000万円の計上で、対前年比増減なしです。

以上で、歳入歳出予算の詳細についての説明を終わります。

以下、予算書の後半、付属資料等について、簡単に触れさせていただきます。

14ページから19ページにかけて、給与費明細書等を添付しております。

給与等については、筑前町に準じて支給を行っております。その詳細については、ご説明を割愛いたします。

14ページ、1特別職の欄、職員数の一番下の比較をご覧ください。

先に触れましたように、長等で1名、議員で2名が減員となっております。

21ページをお願いします。

地方債の現在高の見込みに関する調書を付しております。

普通債のうち、衛生債は年次改修工事分で、災害復旧費が法面の災害復旧工事分になります。

衛生債分の償還終了年度は、令和9年度までの計画です。

災害復旧分は、令和3年度で償還が終了しております。

令和4年度末現在高見込額が、合計12億5,738万9千円、令和5年度中元金償還見込額を2億5,063万円と推計しまして、令和5年度末現在高見込額は、合計10億675万9千円となる見込みでございます。

予算書に基づきます説明は、以上で終わります。

それでは、最後に再度、市町村負担金について、ご説明を追加します。

A4判の資料、令和5年度市町村負担金の内訳及び納期別金額をお手元をお願いします。

構成市町村ごとの金額算定明細、納期別の金額を記載した資料となります。

市町村負担金の総額は、15億5,271万円でございます。

区分算定内訳では、運営費分で13億6万2千円、設置費分で2億5,264万8千円での算定です。対前年比6,611万円の増額となっております。

市町村負担金の案分比率の人口割は、令和2年度国調人口を参照しております。

市町村ごとの負担金の内訳につきましては、資料でお示しするとおりであります。予算書にも掲載がございます。

上段の表、下部で、4回の納期ごとの金額を掲載しております。ご参照ください。

なお、従来の久留米市が負担されていた負担金相当額が収入減になりますところ、現時点では補填すべき財源確保の見込みが立っていない状況です。

ご提案では、4市町村の市町村負担金をもって総額を補完することで整理しております。

このことに伴います4市町村の市町村負担金の対前年比増等、関連事項のご説明を行います。

A4判の資料、市町村負担金前年度比較表をお手元をお願いいたします。

一番上の表は令和4年度の負担金額、上から2番目の表は令和5年度の負担金額であります。3番目の表は令和4年度と令和5年度を比較した表となっております。

	<p>3の表をご覧ください。</p> <p>令和5年度の負担金は、令和4年度と比較しますと、全体で2億4,762万4千円の増額となっております。</p> <p>なお、前年度比較のうち、久留米市脱退に伴う構成団体数の減少による残る4市町村の影響額は、1億4,550万3千円と算出しております。詳細は後ほどご説明します。</p> <p>4番目に、令和5年度の市町村負担金増減に寄与した主な要因を記載しております。</p> <p>①の長期包括運營業務委託契約に基づきます委託料で申し上げますと、うち、固定的費用分では、主に電気料金、うち、変動的費用分では、コークス及びその他資材等々で、予算額が8,559万4千円の増額としております。</p> <p>いずれも今般の新型コロナ、ウクライナ情勢、為替状況等々が影響しまして、燃料、資材等の調達に係る費用が大幅に値上がりしている状況でございます。</p> <p>②の新施設建設計画に係る増額分といたしまして、測量・地質調査等の費用として、2,499万7千円がでございます。</p> <p>また、(2)の市町村負担金の減額に寄与した主なものとして、資源化物の鉄・アルミ等の単価増で、847万円の減額がでございます。売払い単価の増額が徐々に見込まれる情勢となっております。</p> <p>裏面をお願いいたします。</p> <p>5番目として、久留米市脱退に関係のない主な増減額として、先ほど前年度比較で2億4,762万4千円の増額となる説明をしましたが、その新施設建設に関する費用など、久留米市脱退に関係のない主な増減額として、1億212万1千円あります。</p> <p>この額を加味して、久留米市脱退に伴う構成団体数の減少による令和5年度実質的負担金を算出しますと、6番目の表になります。</p> <p>6の表と、中段の7の表、久留米市を除いた令和4年度負担金で比較しますと、下段の8の表となり、構成団体数の減少に伴う残る4市町村の影響額は、一番下の表の太枠で囲っております1億4,550万3千円となります。</p> <p>なお、この影響額1億4,550万3千円には、久留米市が脱退することに伴い、令和5年度からごみを搬入しなくなることによります減額相当分、約2,202万円が反映されております。</p> <p>続きまして、A4判の資料、ごみ量の推移、令和5年度当初予算市町村負担金算定基礎資料をお手元をお願いします。</p> <p>運営費の処理量割90%の算定基礎となるごみ量の推移を、令和5年度と比較した表となります。</p> <p>令和5年度の負担金算定の基礎となるごみ量は、令和3年11月から令和4年11月までのごみ量が基礎となっております。4市町村ともごみ量は減少しており、全体で約489t、約1.7%の減量となっております。</p> <p>以上で、令和5年度当初予算・当組合一般会計予算(案)についての説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>11番 原口議員</p>
11番 原口議員	<p>11番、原口でございます。</p> <p>ただ今、事務局のほうから説明がございましたけれども、この度、久留米市の脱退に関しましては、久留米市との財政負担に関する協議がまだ継続中のことでの説明で</p>

	<p>ございます。</p> <p>久留米市におかれましても、財政問題が大変重要な課題であることは理解できるのところではございますが、いずれの市町村に関しましても、少子高齢化、人口減少などにより、今後とも財政が悪化することは明白でございます。</p> <p>つきましては、久留米市脱退に伴います、残る4市町村の負担等の額と、ここに資料等で示されておりますが、その点は特に重要な問題と考えております。</p> <p>残される自治体は、将来にわたり事業継続を行っていかねばならないと思っておりますので、久留米市様におかれましては、支障がないよう格段の配慮があつてしかるべきところではないかと考えております。</p> <p>私は、地元栗田区の選出議員としまして、ここに臨席させていただいておりますが、この組合の設立、施設の建設にあたりましては、区内を二分するような激しい反対運動など、大変厳しい状況の中で多難な局面を乗り越えまして、現在の操業ができておるような事情がございます。</p> <p>この施設の建設の前提としましては、関係5市町村が最後まで責任を持って対応していただくことが約束であったものと存じ上げます。</p> <p>昨年11月の栗田区民への新ごみ処理施設整備申し入れの説明会の中で、久留米市の副市長様からは、脱退後も施設解体まできちんと責任を持って対応する旨のご発言がございました。</p> <p>つきましては、久留米市様には未来への財政問題に関しましても、最後までしっかりと支えていただくことで、地元への配慮をお願いしたいと考えている次第でございます。</p> <p>ここで不測の事態が生じますようなことになると、地元への配慮が変わるようなことになってきますと、栗田区としましても大変大きな問題となつてまいります。ここは十分に検討賜りまして、ご対応くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それから、もう1点ですが、本年度予算に、新施設建設に関する調査等が計上されておるようでございます。</p> <p>現在、私は、栗田の区長も兼務しておりますけど、まだ継続中の段階で予算を計上されるのはいかがなものかというふうには感じますが、今後の計画でやむを得ないとは推察をいたします。</p> <p>今後しっかりと地元とも誠意を持って協議をされることをお願い申し上げまして、質問と言うよりもご意見とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>組合長</p>
組合長	<p>貴重なご意見賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>十分、今、ご意見いただきましたことを念頭に置きながら、久留米市さんとは協議を進めていっておりますし、つつがなく協力するところでございます。</p> <p>また、設計等につきましては、そういった問題も十分あろうかと思っておりますが、もしまとまらない場合は、設計等についても、予算等は執行しないということもあり得るところもしっかり腹に据えましてですね、臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いしておきます。</p>
議長	<p>他に、質疑、ございませんか。</p> <p>質疑、ないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出がっておりますので、許可いたします。</p> <p>組合長</p>
組 合 長	<p>令和5年度の当初予算等々について、慎重ご審議をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご意見もいただきましたし、賛同もいただきました。十分念頭に置きながら進めさせていただきたいと思っておりますので、一層のご協力、ご指導をお願いしたいと思います。</p> <p>本日はありがとうございます。</p>
議 長	<p>組合長からのあいさつが終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和5年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。</p> <p>本日は、お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">(15時13分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">議 員 堀尾俊浩</p> <p style="text-align: center;">議 員 内田恵三</p>